

刑事訴訟法の再審規定改正に向けた審議促進を求める意見書

冤罪は人生を狂わせ、破壊し、人格を否定する人権侵害であると同時に、法制度自体の正当性をも失わせるものです。再審制度は、無実の人にとって、救済のための最後のとりでであり、刑事訴訟法第435条において「有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる。」とされています。しかし、再審制度に関する刑訴法の規定は19条しかなく、手続の詳細についての規定がない、きわめて大雑把な規定であり、再審請求審の審理や進行は、個々の事件で裁判長の解釈や運用に多くが委ねられているのが実情です。

平成28年の刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）は、同法附則第9条第3項において、政府は同法の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示等について検討するものと規定されているにもかかわらず、今なお制度化は実現していません。

現行の再審制度の問題点の一つは、再審請求手続きにおいて、捜査段階で集めた全ての証拠が請求人に開示されないことです。公判未提出証拠を含め、全ての証拠は真実解明のために開示すべきです。

さらにもう1つの問題点として、裁判所が再審開始決定をしても、検察官が不服申立てを行うことで、再審請求審の長期化を招いていることが挙げられます。検察官は不服申立てによらずとも、再審公判において主張の機会が保障されており不都合はなく、実情において再審請求審で裁判所により退けられた主張が再審公判で繰り返されている不合理を是正するためにも検察官の抗告は排除されることが望ましいと言えます。

袴田事件では、死刑判決の確定から証拠開示までに30年の年月を要し、また2014年の静岡地裁の再審開始決定に対し、検察が即時抗告したため、2023年の東京高裁による再審開始確定までさらに9年を要しました。布川事件、東住吉事件、湖東記念病院事件等、再審無罪が確定した多くの事件でも、証拠開示までに多くの年月を要し、検察の抗告により、さらに再審請求審が長期化したことは共通しています。

無実の人を救済することを目的としている再審制度において、いたずらに再審請求審を長期化することは、人道的見地からも許されないことと考えます。

以上の点から、下記の事項について刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正することを強く要望いたします。

記

1. 再審制度の手続きの整備をすること
2. 再審請求手続で、検察官の手持ち資料を含め、証拠を全面開示すること
3. 裁判所の再審開始決定に対する、検察官の不服申立てを禁止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月30日

兵庫県明石市議会